

当社による労働者派遣事業における情報について【お知らせ】

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

[令和8年4月1日現在]

- ① 派遣労働者の人数
派遣労働者 6（人）

- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
派遣先事業所 1（社）

- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均金額
- | | |
|-------|----------------|
| 全業種平均 | 派遣料金（1日8時間当たり） |
| | 派遣労働者平均 |
| | 47,100円 |

- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- | | |
|-------|----------------------|
| 全業種平均 | 派遣派遣労働者の賃金（1日8時間当たり） |
| | 派遣労働者平均 |
| | 26,938円 |

- ⑤ マージン率等の情報公開
- | | | |
|---------------|------|--------------------------|
| マージン率
43 % | 24 % | 営業利益 |
| | 6 % | 諸経費（管理費・教育訓練費・福利厚生費） |
| | 13 % | 社会保険料（事業主負担分） |
| | 57 % | 派遣労働者の給与（自己負担分社会保険料・税金込） |

- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
◎キャリア・コンサルティングの相談窓口担当者 . . . （担当 高梨 博史）
○派遣先事業所と連絡調整する担当者

◎教育訓練

○派遣労働者全員で有給、無償で実施しキャリアアップに資する内容

訓練項目	訓練の内容
1. 入職時等基礎的訓練（入社時）	新規採用労働者・待機中労働者
2. 職能別訓練（入社2年目以降）	
3. 職種転換訓練（入社2年目以降）	配置・移動のスキルアップ
4. 階層別訓練（入社3年目以降）	リーダーシップ・コミュニケーション能力 マネジメントスキル
5. その他の教育訓練（入社2年目以降）	他業種、他職種の技能・知識の習得

- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

◎積極的な情報提供

○マージン率だけではなく事業所ごとの派遣労働者数、派遣先数、教育訓練等

◎派遣労働者の福祉の増進

○派遣労働者の希望や能力、経験、就業期間・時間・場所等適正に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保等

○賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会・労働保険の適用促進、福利厚生施設の充実等

- ⑧ 法第30条の4第1項の労使協定
・ 協定対象派遣労働者の範囲（派遣先において、設計業務に従事する従業員）
・ 協定の有効期間の終期（令和9年3月31日）